

上野南部地区 住民自治協議会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い上野南部地区の醸成を目的とする。

(名称)

第2条 この会を上野南部地区住民自治協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市上野桑町 1412 番地 上野南部地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動の範囲は伊賀市上野南部地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる予定事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興・まちづくり活動
- (6) 交流活動
- (7) 市民センターの運営管理（指定管理）
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組 織

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 上野南部地区自治会
- (2) 上野南部地区に居住する住民
- (3) 上野南部地区に住所地を置く事業所・団体で運営委員会の承認を得た者
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会長1名
副会長4名（うち当該自治会長から1名）
理事（運営委員の互選による3名）

会計1名

監事2名

部会長7名

2. 会長は選挙によって選出する。

選挙に当たっては、選挙管理委員会を設置し運営を行なう。運営規定は別途定める。

3. 副会長及び監事は運営委員会において選出し総会にて承認を得る。

4. 会計は、会長が任命し総会にて承認を得る。

5. 正副部会長は各部会において選出する。

6. 顧問、相談役を置くことができる。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

2. 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 会計は、協議会の会計事務を処理する。
5. 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し総会に監査報告を行う。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は2年とする。ただし、再任は防げない。

2. 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 第5条の協議会事業を進めるため、事務局を置く。

2. 事務局に、事務局長を置く。

3. 事務局長は、協議会事務を統括する。
4. 職員を雇用することができる。職員の採用及び事務局事務分担については別途定める。

第3章 会 議

(会 議)

第11条 協議会の会議は、総会、理事会、運営委員会及び実行委員会（以下「会議」という）とする。

2. その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第12条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

2. 会議は原則公開とする。

3. 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。

4. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総 会)

第13条 総会は、役員、運営委員会委員及び実行委員会委員をもって構成する。

2. 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3. 総会は会長が招集する。

4. 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5. 総会は次の事項を決定する。

(1) 地域まちづくり計画

(2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意

(3) 協議会の事業計画、事業内容、予算、決算に関すること

(4) その他、重要事項に関すること

(理事会)

第14条 理事会は運営委員会に諮る事案の調整、検討を行なう。

2. 理事会は、会長、副会長、会計、理事、相談役により構成する。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、会長、副会長、会計、自治会長、各部会長並びに相談役、顧問により構成する。

ただし、各自治会の役員改選時において、自治会長職として内定している旨の申し出があれば、協議会は自治会長として認める。

2. 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

3. 運営委員会は、会長が招集する。

4. 会長又は副会長は、運営委員会の議長となる。

5. 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求める事ができる。

(実行委員会)

第16条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に実行委員会を置く。

2. 実行委員会（地域ケア・ネットワーク会議、人権啓発地区草の根運動推進会議、都市計画道路南平野木興線建設促進期成同盟会、地域安全活動推進協議会を含む）に次の部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 自治・環境部会

(3) 地域安全部会

(4) 教育文化部会

(5) 健康スポーツ部会

(6) 地域創生部会

(7) 広報部会

3. 部会には、部会長及び副部会長を置く。

4. 部会長及び副部会長は、部会委員の中から選出する。

5. 部会長は、部会を代表し会務を統括する。

6. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

7. 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求める事ができる。

(部会間の調整)

第17条 部会間の調整は運営委員会が当たることとする。ただし部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

第4章 財務

(会計)

第18条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、交付金及びその他の収入をもって充てる。

2、協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第19条 会費は運営委員会において決定する。

第5章 その他

(規約の変更)

第20条 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意をえなければならない。

(解散)

第21条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成17年4月26日から施行する。

生活安全部、地域安全活動推進構成団体員は別途細則に定める。

この規約は、平成21年6月24日から施行する。

この規約は、平成22年4月22日から施行する。

この規約は、平成23年4月28日から施行する。

この規約は、平成24年4月26日から施行する。

この規約は、平成28年4月28日から施行する。

この規約は、平成29年4月27日から施行する。

この規約は、平成30年4月26日から施行する。

この規約は、平成31年4月25日から施行する。

この規約は、令和3年5月21日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。